

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課業務に関する事務 重点項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、個人住民税賦課業務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和4年2月10日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課業務
②事務の内容	<p>松阪市では、地方税法及び松阪市税条例に基づき、毎年1月1日現在において市内に住所を有する個人に対し、個人市県民税を課税。 確定申告書、市県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料に基づき、税務総合システム等を活用して課税を行う。</p> <p>○市県民税申告書の送付と受付 ○給与支払報告書、年金支払報告書及び給与所得者異動届出等の受付 ○納税通知書(普通徴収・特別徴収)の発送 ○所得未把握者調査</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>○課税状況、事業所等の照会機能 ○賦課資料入力、異動届出書等の異動更正機能 ○普徴帳票、特徴帳票等の発行機能 ○確定申告番号管理機能 ○事業所管理機能 ○年金特徴対象者管理機能 ○コンビニ交付システムとの連携機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (証明書コンビニ交付システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税務LANシステム(国税連携支援システム)
②システムの機能	<p>①eLTAXクライアントから媒体により取得した確定申告書データ(国税連携データ)を取込み、税務システム用にデータ変換を行う。(eLTAXクライアントと税務システムは接続しておらず、データの連携は媒体により行う。) ②資料番号を採番する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	eLTAX
②システムの機能	<p>・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない）
システム4	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1.宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 2.宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する機能 3.中間サーバー連携機能: 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能 4.既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）
システム5	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	宛名管理システムは、住民基本台帳登録者、転出死亡等により住民基本台帳登録者でなくなったもの、住登外者、法人について、氏名(名称)、住所、生年月日、続柄、送付先住所、を管理するシステムであり、機能は以下のとおり。 ①宛名情報を検索し表示する機能 ②個人(法人)の宛名番号が未登録の個人(法人)宛名番号について、新規に個人(法人)宛名番号を付番する機能 ③宛名情報を保存し管理する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
	1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(27の項) ・別表第二省令第20条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者
その必要性	市税の公平・公正な賦課を実施するため、及び個人住民税賦課業務の効率化を実現するため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税対象者を特定するため <p>【4情報及び連絡先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の賦課要件・世帯情報の確認のため ・納税通知書等の送付先、本人への連絡先等の把握のため <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うため ・地方税関係情報 算出した個人住民税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため ・生活保護関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、減免等の参考とするため ・年金関係情報 対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人市民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	松阪市総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、収納課、保険年金課 他) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、各年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX)	
③使用目的 ※	個人の情報を的確に把握し、迅速かつ正確な個人住民税の賦課及び賦課情報の管理業務を行うため	
④使用の主体	使用部署	税務部市民税課、嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	松阪市では、地方税法及び松阪市税条例に基づき、毎年1月1日現在において市内に住所を有する個人に対し、個人市県民税を課税 確定申告書、市県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料に基づき、税務総合システム等を活用して課税を行う。 <input type="checkbox"/> 市県民税申告書の送付と受付 <input type="checkbox"/> 給与支払報告書、年金支払報告書及び給与所得者異動届出等の受付 <input type="checkbox"/> 納税通知書(普通徴収・特別徴収)の発送 <input type="checkbox"/> 所得未把握者調査	
	情報の突合	必要に応じて、個人住民税事務にて保有する情報と、住民記録システム、生活保護等との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	外部発送帳票のプリンティング事業	
①委託内容	外部発送帳票のプリンティング	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松阪市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾願の提出を求め、再委託先及び再委託業務内容について明らかにしたうえで許可している。
	⑥再委託事項	封入封緘業務
委託事項2～5		
委託事項2	申告情報のパンチ入力事業	
①委託内容	申告情報のパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松阪市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾願の提出を求め、再委託先及び再委託業務内容について明らかにしたうえで許可している。
	⑥再委託事項	給与支払報告書等のパンチ入力業務
委託事項3	住民情報システム保守業務委託	
①委託内容	個人住民税システム保守業務委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4	証明書コンビニ交付システム保守	
①委託内容	証明書コンビニ交付システムの安定した運用のため専門知識を持った業者に保守を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (56) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (21) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法別表第2に定める事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	番号法第19条第8号別表第1に定める情報照会者（別紙2参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第1（別紙2参照）
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第1に定める事務（別紙2参照）
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室（入退室管理あり）内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■構成

- ①識別情報
- ②連絡先情報
- ③業務関連情報
 - ③-①国税関係情報
 - ③-②地方税関係情報
 - ③-③医療保険関係情報
 - ③-④障害者福祉関係情報
 - ③-⑤生活保護・社会福祉関係情報
 - ③-⑥雇用・労働関係情報
 - ③-⑦年金関係情報

①識別情報

- 1.個人番号
- 2.宛名番号

②連絡先情報

- 1.氏名
- 2.性別
- 3.生年月日
- 4.住所
- 5.電話番号
- 6.世帯番号
- 7.続柄
- 8.世帯主氏名
- 9.送付先情報
- 10.振替口座情報

③-①国税関係情報

- 1.相当年度
- 2.収入金額
- 3.控除金額
- 4.所得金額
- 5.所得税額
- 6.配偶者情報
- 7.扶養情報

③-②地方税関係情報

- 1.相当年度
- 2.収入金額
- 3.控除金額
- 4.所得金額
- 5.住民税額(市町村民税、都道府県民税)
- 6.配偶者情報
- 7.扶養情報

③-③医療保険関係情報

- 1.生命保険料情報

③-④障害者福祉関係情報

- 1.障害者情報(程度・等級)

③-⑤生活保護・社会福祉関係情報

- 1.生活保護情報

③-⑥雇用・労働関係情報

- 1.勤務先情報

③-⑦年金関係情報

- 1.年金収入金額
- 2.年金保険者情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	届出者の窓口での本人確認を徹底することで、届出者以外の情報の入手は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
リスク: 必要な情報以外を入手されるリスク リスクに対する措置の内容: 個人住民税システムの操作者の操作情報を記録しており、目的外の入手が行われていないか監査証跡で 見る。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへアクセスできるユーザーの制限 ・システムの操作履歴の記録 ・情報セキュリティ研修等を通じて、目的外利用の禁止を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	使用可能ユーザーのみの登録、静脈認証
その他の措置の内容	静脈認証後は、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行いない対策を行っている。 ネットワークを論理分割し、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約の際に、個人情報取扱い特記事項を定め契約の要件としている。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾書を別途取り交わし、再委託先においても当該委託業務にかかると委託契約書の「個人情報の取り扱い」および「機密の保持」について同等の義務を負わせると明記している。
その他の措置の内容	委託者であっても、松阪市において個人住民税システムを操作する場合は、操作者の操作した内容を記録し不正な利用が行われていないか監査証跡できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [O] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><松阪市における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1.情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2.中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムの端末は、シンククライアントであり、仮に盗難にあった場合も特定個人情報へのアクセスは出来ない仕組みを構築している。 ・端末の画面について、一定時間においてスクリーンセーバーの起動設定を施している。 ・各端末においてUSBポートの使用禁止設定がされており、データを外部媒体に移転する必要がある場合にのみ使用を許可している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 <p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2.特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存されバックアップもデータベース上に保存される。 <p>【消去】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2.ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ol style="list-style-type: none"> 1.各課ごとに情報管理担当者を定め、毎年1回情報セキュリティ研修を行っている。 2.新規採用職員に対して、情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。 3.毎年1回個人情報保護研修を、全職員を対象に集合研修を行っている。 4.情報セキュリティ関連のe-ラーニングを希望者に対して行っている。 	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付け
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松阪市総務部市民税課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4027 FAX 0598-26-9114 E-mail shizei@city.matsusaka.mie.jp
②対応方法	問い合わせ受付票を用意し、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	IV2. 特定個人情報に関する問合せ	松阪市税務部税務課	松阪市税務部市民税課	事後	事前通知事項に該当しない担当課名称の修正
平成28年10月28日	I 5. ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第28条、第34条、第35条、第36条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	事前	
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4		証明書コンビニ交付システム保守		
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ①委託内容		証明書コンビニ交付システムの安定した運用のため専門知識を持った業者に保守を委託		
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ②委託先における取扱数		10人未満		
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター		
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない		
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4		証明書コンビニ交付システム保守		

平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ①委託内容		証明書コンビニ交付システムの安定した運用のため専門知識を持った業者に保守を委託		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ②委託先における取扱数		10人未満		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない		
平成29年9月29日	Ⅱ 4 委託事項2	再委託の有無 再委託しない	④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 松阪市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾願の提出を求め、再委託先及び再委託業務内容について明らかにしたうえで許可している。 ⑥再委託事項 給与支払報告書等のパンチ入力業務	事前	
平成29年9月29日	Ⅱ 4 委託事項4	-	①委託内容： 証明書コンビニ交付システム保守 ②委託先における取扱数： 10人未満 ③委託先名： 松阪電子計算センター ④再委託の有無： 再委託しない	事前	
平成29年9月29日	Ⅳ2. 特定個人情報に関する問合せ	松阪市税務部市民税課	松阪市総務部市民税課	事後	事前通知事項に該当しない
平成29年9月29日	I 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長名	②所属長名 中井 昇	②所属長名 北川 高広	事後	事前通知事項に該当しない
平成31年4月1日	I 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 北川 高広	市民税課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	松阪市税務部市民税課	松阪市総務部市民税課	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	税務部市民税課	総務部市民税課	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供を行っている件数	56	57	事後	

平成31年4月1日	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	不正利用が行いない	不正利用が行えない	事後	
平成31年4月1日	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託・再委託先 による特定個人情報ファイルの 適切な取扱いの担保 具体的 な方法	明記している	明記している	事後	
平成31年4月19日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価	平成27年7月8日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更当たらない法令 改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照 会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照 会者(別紙1参照)	事後	重要な変更当たらない法令 改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	事後	重要な変更当たらない法令 改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1	番号法第19条第7号別表第1に定める情報照 会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1に定める情報照 会者(別紙2参照)	事後	重要な変更当たらない法令 改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第1(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1(別紙2参照)	事後	重要な変更当たらない法令 改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 ②移転先における 用途	番号法第19条第7号別表第1に定める事務 (別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1に定める事務 (別紙2参照)	事後	重要な変更当たらない法令 改正に伴う変更

令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の・保管・消去 保管場所	<p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報企画課が管理しているサーバー室(入退室管理あり)内に設置されたサーバー内に保管されている。 ・サーバーへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能 ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 <p>【消去】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊または、データ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 	<p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 <p>【消去】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 	事後	重要な変更に当たらない既存システムの委託先の変更
令和4年2月10日	V 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日	平成31年4月1日	令和4年2月10日	事後	

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務

提供先 No.	情報照会者	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市長村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	16	児童福祉法による費用の支払い命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市長村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入所措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	26	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	市長村長	27	地方税その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	都道府県知事	28	地方税その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	厚生労働大臣又は共済組合等	29	地方税その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市長村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

22	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	地方公務員共済組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市長村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	地方公務員共済組合	58	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	市長村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	市長村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事等	63	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除または資金の貸し付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事又は市長村長	64	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	65	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	市長村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣又は都道府県知事	71	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市長村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む）	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収の事務であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の【支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

44	市長村長	94	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	農林業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	107	特別障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	都道府県知事又は市長村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	文部科学大臣、都道府県知事、又は都道府県教育委員会	113	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	市長村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事	119	難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務

提供先 No.	情報照会者	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
1	健康福祉部こども未来課、障がい福祉課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	健康福祉部健康づくり課	10	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康福祉部障がい福祉課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	健康福祉部保護課	15	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	総務部収納課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	建設部住宅課	19	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	健康福祉部保険年金課	30	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	建設部住宅課	35	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	健康福祉部こども未来課	37	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康福祉部障がい福祉課、健康福祉部高齢者支援課	41	老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	健康福祉部こども未来課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	健康福祉部こども未来課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	健康福祉部こども未来課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	健康福祉部障がい福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	健康福祉部健康づくり課	49	母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	健康福祉部こども未来課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	健康福祉部保険年金課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

18	健康福祉部地域福祉課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	健康福祉部介護保険課	68	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	健康福祉部障がい福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	健康福祉部こども未来課	94	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの